

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第 1089 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	MK代行
	主たる営業所が所在する市町村	八千代町
処 分 年 月 日		令和 8 年 7 月 23 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約が失効した随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条及び第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		茨城県